

の編者の疏漏として尤むべきものなり」と述べたけれど、元史の站赤篇は實は悉く經世大典の拔萃であつて、この序文もまた實に大典の文字を寫したのに過ぎない。それだから疏漏の罪を尤むべしとすれば、この場合まづこれを大典の編者に被らしめなければならぬ。然れども一考しなければならぬことは、果して然らばその站赤門中に海青圓符に關する記事を屢々收め、その性質を熟知してゐる經世大典の編者が、何故にその序文に於てかゝる疏漏に陥つたかとの疑これである。若し海青金銀符(牌)なる圓牌が所謂金・銀字圓符(牌)、もしくは單に圓符(牌)といふものと同一であつて、たゞ或る時期には海青符(牌)とも稱せられ、或る時期には圓符(牌)とも稱せられたものに外ならぬとすれば、必ずしもこれを疏漏として編者の罪を尤むべきではないやうである。今少しくこの點について攻究を加へなければならぬ。

第一に考ふべきことは、兩者の目的性質が全く同一であることである。即ち此等の牌は等しく軍務急速を要する使者をして帶ばしめたものであること、上に述べた通りであつて、その間相違の存するものはないのである。なほ特にこゝに一例を擧げてこれを證するならば、經世大典站赤六に、仁宗の延祐元年十月二十四日御史臺が西臺監察御史の言ふところをうけて、これを中書省に移したので、中書省はこれを兵部通政院に下して議せしめた顛末を載せてゐる。その中に

甘肅納憐驛係<sup>ハ</sup>蒙古軍人應<sup>シテ</sup>當<sup>ル</sup>。專備<sup>ラ</sup>軍情急務<sup>ニ</sup>。其餘非<sup>ズ</sup>關<sup>スル</sup>緊要<sup>ニ</sup>。但懸<sup>ケ</sup>金銀圓牌<sup>ヲ</sup>。往往取<sup>リ</sup>便經<sup>ス</sup>行<sup>ハ</sup>。若不<sup>シ</sup>禁<sup>ズ</sup>止<sup>セ</sup>不可<sup>ナ</sup>。下<sup>ニ</sup>兵部通政院<sup>ニ</sup>議<sup>ス</sup>。今後除<sup>キ</sup>懸<sup>シ</sup>帶<sup>シ</sup>金銀字牌面<sup>ヲ</sup>。通<sup>ス</sup>報軍情機密重事<sup>ヲ</sup>。使臣使<sup>レ</sup>行<sup>ク</sup>中納憐站道<sup>上</sup>。其餘一切出使人員<sup>ハ</sup>。俱合<sup>ニ</sup>兀魯思兩道漢站遞送<sup>ス</sup>。